

損害賠償及び和解に関する件

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市北区在住者

2 事故の概要

(1) 平成27年10月26日、市立保育所の園庭において、同所に通う相手方の子が、保育士が目を離した隙に鉄棒から落下した。

(2) これにより、相手方の子は、右上腕骨顆上骨折^かの傷害を負い、20日間入院し、約4年5か月間通院するとともに、右正中神経麻痺の後遺障害を負った。

3 損害賠償の額

2,314,010円

(理由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。